

平成30年度統一テーマ「ともに築こう豊かな消費社会〜誰一人取り残さない〜」

5月は消費者月間です

【問い合わせ】 市民生活課 ☎ 22・9638 FAX 22・9641

消費生活相談窓口には日々たくさんの方の相談が寄せられています。残念なことにも悪徳商法は以前からも注意されていますが依然として被害は増えており、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる危険性があります。

今回は市内でも相談件数が多い2つのトラブル事例を紹介いたします。



事例① 架空請求ハガキが届いた！

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というはがきが届いた。はがきには、「連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、裁判の処置として給与の差し押さえをする」と記載があった。裁判取り下げ期日が迫っていたので電話をして、そこで教えられた電話番号にかけてと弁護士を名乗る男性が出て、別の会社の電話番号を教えられた。その会社に電話すると怖い口調で、お金を振り込むよう指示された。

▼架空請求の特徴

郵便やメールなどを使って、架空の契約やサービスの利用を口実に料

金を請求し、お金を振り込ませません。実在する企業や公的機関などをかたって請求することもあります。また、最近ではプリペイドカードを購入させて、その番号を伝えさせることでお金をだまし取る手口もあります。

▼こんな対策をしましょう

○身に覚えがなければ無視する

郵便でもメールでも、身に覚えのない請求通知は無視しましょう。内容に驚いて慌てて行動せず冷静に対応しましょう。

○知らない相手からのメールは開かない

あやしいメールは開かず削除しましょう。記載されたURLやリンクもクリックしてはいけません。

○返信や問い合わせをしない

問い合わせ先に連絡をすると、個人情報を知られてしまう危険があります。お金を払う必要があるかどうか不安な場合は消費生活センターなどに相談してください。



事例② ネット通販の「二セモノ」トラブル！

インターネットで、欲しかったブランドのハンドバッグが通常より安い価格だったので、クレジットカード払いで購入をした。しかし、商品が届かないので、事業者にメールを送ると海外から送ると返信があり、届いた商品は明らかに偽物であった。改めてサイトを確認すると事業者の住所、電話番号の記載はなく、連絡手段はメールだけだった。

▼通信販売のトラブルの特徴

通信販売は、新聞や雑誌、テレビやインターネットなどで広告された商品を消費者が注文する取引です。その便利さから、急激に利用者が増えていきます。しかし商品の実物を見たり、試したりできないため、イメージと違ったなどの問題が出やすく、返品トラブルも増えているので注意が必要です。

▼こんな対策をしましょう

○慎重に選んで判断する

通信販売は実物を確かめることができません。注文する前に、広告に掲載された情報を吟味して慎重に判

断しましょう。

○返品特約を確認する

注文する前に、必ず返品特約（返品の可否・条件・送料負担の有無など）を確認しましょう。

○信頼できる会社から買う

極端に価格の安い通販広告は要注意です。できるだけ自分で情報を集め、信頼できる会社の通信販売を利用しましょう。



◆困ったときは市民生活課へ

消費生活に関するトラブルや悩みがある場合は、一人で抱え込まず、市民生活課にご相談ください。消費生活専門相談員や職員が相談に応じます。

【相談窓口】

伊賀市消費生活相談専用ダイヤル ☎ 22・96226

平日午前8時30分～午後5時15分

※専門相談員が相談に応じる時間は平日午前9時～午後4時

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など